

# Harmony - news & topics 2011.08



今月の写真：2011 仙台七夕

photo by Yokok



今年も8月6、7、8日の3日間、仙台では恒例の仙台七夕が開催されました。どの飾りも、言葉では言い尽くすことができないほど素晴らしく、製作なさった皆さんの大震災以来の様々な思いがこの飾りに託されていることが伝わってきました。例年に増して感動があふれました。

特にこの見事な飾りは、仙台市内の小中学生約8万人一人ひとりが、一羽ずつ折った鶴を、保護者の方々や先生がつなぎ合わせたとのこと。なんと心のこもった飾りでしょう…折り鶴を連ねた下の部分には、各学校の名前が印刷された札が下げられていました。

この作品は圧巻でした。立ち止まって見上げ、しばし時がとまり、あの瞬間がよみがえるような思いがしました。

震災から5カ月。

この鶴に、1歩1歩、歩み始めた仙台の未来の希望を見た気がしました。



## 雇用促進税制

～ハローワークでの受付が始まります～

税制改正法が6月30日に公布され、雇用を増やす企業を減税するなど税制上の優遇制度（雇用促進税制）が創設・拡充されましたので、お知らせいたします。

1. **1年間で10%以上かつ5人以上（中小企業は2人以上）**従業員を増やす等の要件を満たした事業主に対する税制優遇制度が**創設**されました。
2. 次世代育成支援対策推進法の認定を受け、「くるみん」を取得した事業主に対する税制優遇制度が**創設**されました。
3. **障害者を多数雇用**する企業に対する税制優遇制度が**拡充**されました。

詳しくは…

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouseisaku/koyousokushinzei.html>  
1については、リーフレット・HPをご覧ください。

### 話題

宮城県司法書士会では8月3日に新たに3つの相談センターを立ち上げ、既存の4つの相談センターと合わせて県内全域で無料法律相談を行っています。

詳細は宮城県司法書士会のホームページでご確認ください。

(<http://www.miyashikai.jp/>)

#### <概要>

#### ◇宮城県司法書士会相談センター

**電話相談** 受付日時：月・火・水・木・金  
午後1：00～8：00 ※祝日を除く  
TEL 022-221-6870（フリーダイヤル：0120-216-870）

**面接相談** 開催日時：月・火・水・木・金  
午後2：00～4：00 ※祝日を除く  
場所：宮城県司法書士会館  
※要予約（予約電話：022-263-6755）

◇石巻相談センター（予約電話 0225-96-3611）

◇大崎相談センター（予約電話 0229-23-1802）

◇仙南相談センター（予約電話 0224-53-7116）

NEW!! ◇気仙沼相談センター（予約電話 0226-29-6760）

NEW!! ◇南三陸相談センター（予約電話 0226-46-4051）

NEW!! ◇山元相談センター（予約電話 0223-37-5901）

以上6つの相談センターでは**面談相談**のみ受け付けです。

開催日時は以下の通りです。

毎週水曜日 午後1：30～4：30

土曜日 午後1：30～7：00 ※祝日を除く

なお、時間内であれば飛び込みでも相談を受け付けますが、予約者が優先です。あらかじめご了承ください。



## 被災者雇用開発助成金

～対象者は支給申請時期にハローワークより通知が届きます～

東日本大震災による被災離職者及び被災地域に居住する「下記要件に該当する求職者の方」を、ハローワーク等の紹介により、**継続して1年以上雇用することが見込まれる労働者**として雇い入れる事業主に対し、助成金が支給されます。

#### 【要件】

1. 震災により離職された方（以下の①から③のいずれにも該当する方）
  - ①東日本大震災発生時に被災地域（※1）において就業していた方
  - ②震災後に離職し、その後安定した職業についていない方
  - ③震災により離職を余儀なくされた方

※1震災に際し、災害救助法が適用された市町村の地域（東京都を除く）

2. 被災地域に居住する方（※2、※3）

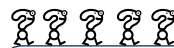
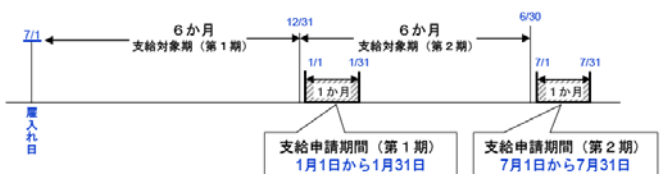
※2震災後、安定した職業についていない方。

※3震災により被災地域外に住所又は居所を変更している方を含み、震災の発生後に被災地域に居住することとなった方を除く

#### 【助成金の額】

	支給額	助成対象期間	支給対象期ごとの支給額
短時間労働者以外	大企業 50万円 中小企業 90万円	1年間	大企業 第1期25万円 第2期25万円 中小企業 第1期45万円 第2期45万円
短時間労働者（※）	大企業 30万円 中小企業 60万円	1年間	大企業 第1期15万円 第2期15万円 中小企業 第1期30万円 第2期30万円

#### 【助成金の支給期間】雇い入れ日から6か月経過後以降



6か月経過後、1か月以内 12か月経過後、1か月以内

#### Q 対象者ってどんな人？

A 被災地域（宮城県は全域該当）に住み、上記に該当する方です。たとえ住民票があっても海外に留学して宮城に住んでいなかった、といった方は対象となりません。ハローワークで確認します。

#### Q 宮城に住んでいる人なら誰でもいいの？

A 次のような場合は対象となりません。  
・対象労働者が過去3年間に働いたことのある事業所（出向、派遣、請負を含む）に雇い入れられる場合  
・対象者の雇い入れ日の前日から起算して6か月前の日から1年間を経過する日までの間に被保険者を事業主都合により解雇している場合

#### Q 書類はどのようにすればいいの？

A 手続時期のお知らせと合わせ、管轄ハローワーク（仙台管轄は宮城労働局）から送付されますので、その内容に沿って準備をします。ご不明点がありましたら、お問い合わせください。手続のイメージは、特定求職者雇用開発助成金と同じ流れです。

詳しくは、**門田宛、ご相談ください。**

#### 編集後記：

2011年東北の夏まつり、全国から開催を危ぶむ声もあがっていたようですが、大都市から小さな町まで、伝統あるお祭りが今年も随所で開催されています。各地での賑わいをニュースで見ると、お祭りの原点をそこに見出すような気がしています。それは、鎮魂と祈りであったり、これから未来へ向けての希望であったり、人が日々の暮らしの中で抱えている、不変的で尊いテーマが如実に表れているような気がしました。

表紙の千羽鶴の美しさは、その姿はもとより、一生懸命何かを折りながら折った子供たちとそれを一つにするため丁寧に繋いだ大人たちの気持ちが形となったのだと思います。

来年、再来年、更にその先へ、復興の象徴としてそれぞれの地域に根ざした祭りが続いていくことを願って止みません。



## Harmony – news & topics 2011.08

#発行：2011年8月10日 #編集・構成：合同会社Harmony

門田修司法書士行政書士事務所/門田陽子社会保険労務士事務所

ADDRESS: 〒981-0914 仙台市青葉区堤通雨宮町4-11 伊藤ビル1F

TEL: 022-271-6751 FAX: 022-271-6758

URL : <http://www.kadota-office.com/>

mail : [info@kadota-office.com](mailto:info@kadota-office.com)

修日記 : <http://blog.goo.ne.jp/kadota-osamu/>

陽子日記 : <http://blog.goo.ne.jp/kadota-yoko/>

スタッフ日記 : <http://blog.goo.ne.jp/kadota-office/>

